

別表 単価表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(2)および(3)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

2. 電源調達調整費・燃料費調整額

(1) 電源調達調整費・燃料費調整額の算定

電源調達調整費は、電源調達調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。燃料費調整は、燃料費調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、電源調達調整単価は、下記(2)の方法により算定するものとし、下記(2)ハの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金から差し引くものとし、下記(2)ニの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金に加えるものとし、下記(3)の方法により算定するものとし、下記(3)ロ(イ)の場合は、算定された燃料費調整額をその他の料金から差し引くものとし、下記(3)ロ(ロ)の場合は、算定された燃料費調整額をその他の料金に加えるものとし、以下、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域を電力エリアといいます。

(2) 電源調達調整単価（沖縄電力エリア以外）

沖縄電力エリア以外の電力エリアにおける電源調達調整単価は、以下のイに定めるエリアプライス平均値およびロに定める託送損失率に基づいて、以下のハ、ニまたはホのとおり算出され、ヘのとおり適用されるものとします。

イ エリアプライス平均値

エリアプライス平均値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 21 日から翌月 20 日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税抜）
北海道電力ネットワーク	北海道エリア エリアプライス
東北電力ネットワーク	東北エリア エリアプライス
東京電力パワーグリッド	東京エリア エリアプライス
中部電力パワーグリッド	中部エリア エリアプライス
北陸電力送配電	北陸エリア エリアプライス
関西電力送配電	関西エリア エリアプライス
中国電力ネットワーク	中国エリア エリアプライス
四国電力送配電	四国エリア エリアプライス
九州電力送配電	九州エリア エリアプライス

ロ 託送損失率

託送損失率とは、各電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。

なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものとします。

ハ （還元）電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合、電源調達調整単価は、「（還元）電源調達調整単価」といい、調整基準価格 α から各電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価を託送損失率で修正した値に消費税等相当額（10%）を加算した金額とします。

（還元）電源調達調整単価

$$= (\text{調整基準価格 } \alpha - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1$$

ニ （請求）電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合、電源調達調整単価は、「（請求）電源調達調整単価」といい、各電力エリアのエリアプライス平均値から調整基準価格 β を減じた単価を託送損失率で修正した値に消費税等相当額（10%）を加算した金額とします。

（請求）電源調達調整単価

$$= (\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} - \text{調整基準価格 } \beta) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1$$

ホ ハまたはニ以外の場合の電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、0 円といたします。

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりといたします。

電力エリア	調整基準価格 α	調整基準価格 β
北海道電力ネットワーク	12 円 28 銭	14 円 78 銭
東北電力ネットワーク	7 円 4 銭	9 円 54 銭
東京電力パワーグリッド	9 円 10 銭	11 円 60 銭
中部電力パワーグリッド	7 円 88 銭	10 円 38 銭
北陸電力送配電	6 円 24 銭	8 円 74 銭
関西電力送配電	7 円 46 銭	9 円 96 銭
中国電力ネットワーク	7 円 56 銭	10 円 6 銭

四国電力送配電	8 円 9 銭	10 円 59 銭
九州電力送配電	6 円 15 銭	8 円 65 銭

へ 電源調達調整単価の適用

以下に定義する算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された電源調達調整単価を、以下に定義する期間の使用電力量に適用いたします。

算定期間	適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間

(3) 燃料費調整単価（沖縄電力エリア）

沖縄電力エリアにおける燃料費調整単価は以下のとおり算出するものとします。ただし、従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

電力エリア	α	β	γ
沖縄電力	0.2410	—	1.1282

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(\text{二})\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(\text{二})\text{の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は以下のとおりとします。

電力エリア	基準燃料価格
沖縄電力	25,100 円

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(イ) 従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて

沖縄電力

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	3 円 15 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 銭 6 厘

(ロ) (イ)以外の場合

電力エリア	1 キロワット時につき
沖縄電力	31 銭 6 厘

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の 検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針 日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から翌年の 3 月の検針 日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの 期間	翌年の 3 月の検針日から翌年の 4 月の検針 日前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの 期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から翌年の 5 月の検針 日前日までの期間

3. 適用範囲

従量電灯および低圧動力の適用範囲、その他の条件は、つぎのとおりとなります。

<従量電灯>

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
法人プラン A	関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
法人プラン B	北海道電力ネットワーク、九州電力送配電、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、東北電力ネットワーク、北陸電力送配電	契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
	関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電	
法人プラン C	北海道電力ネットワーク、九州電力送配電、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、東北電力ネットワーク、北陸電力送配電	契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
法人プラン	沖縄電力	最大需要容量が 50 キロボルトアンペア未満であること

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50 ヘルツ

中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電および沖縄電力管内：60 ヘルツ（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量

項目	エリア名	内容
最大需要容量 (使用する最大容量をいいます。)	関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電	イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
契約電流	北海道電力ネットワーク、九州電力送配電、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、東北電力ネットワーク、北陸電力送配電	契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
契約容量	全エリア共通	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、実量契約等により契約容量をあらかじめ定められない場合は、お客さまの申出によって定めます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

※お客様の申出によって定められた契約電流、契約容量は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

※契約電流、契約容量を変更される場合は、当社が指定する方法でもってご連絡ください。詳しくは当社ホームページのよくあるご質問でご確認ください。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項

1 需要場所において従量電灯と低圧動力をあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）、または契約容量（この場合、1 キロボル

トアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であることとします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当該合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

<低圧動力>

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
低圧動力	全エリア共通	契約電力が原則として50キロワット未満であること。ただし、電気使用比率(負荷率)が9.0%を超えるお客様でないこととします(関西電力エリアを除く)。なお、電気使用比率は、次の計算式により算出いたします。 計算式：電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100
低圧動力ワイド	全エリア共通	契約電力が原則として50キロワット未満であること。

※お客様の申出によって定められた契約電力は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

※「低圧動力」は、2018年4月1日以降、新規の申込みを停止いたしました。

※契約電力を変更される場合は、当社が指定する方法でもってご連絡ください。詳しくは当社ホームページのよくあるご質問でご確認ください。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50ヘルツ
中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電および沖縄電力管内：60ヘルツ(ただし、長野県の一部は50ヘルツ)
ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約主開閉器の定格電流にもとづき、7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定され

た値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、実量契約等により契約電力をあらかじめ定められない場合は、お客さまの申出によって定めます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において従量電灯とあわせてご契約される場合の注意事項

＜従量電灯＞(5)(1 需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項)に記載のとおりとします。

4. 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域（以下「エリア」といいます。）によって次のとおりとなります。なお変更が可能なプランでプラン変更を行う場合は、原則次回検針日からとなります。

(1) 北海道電力ネットワークエリア

＜従量電灯＞

イ 法人プラン B（契約電流 60A まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1 契約につき	30A 契約	1,092.00 円
		40A 契約	1,466.00 円
		50A 契約	1,840.00 円
		60A 契約	2,214.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	25.18 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWh あたり	29.08 円
	280kWh 超過	1kWh あたり	30.98 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ 法人プラン C（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kVA あたり	369.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	25.18 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWh あたり	29.08 円
	280kWh 超過	1kWh あたり	30.08 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,029.00 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		22.00 円	22.00 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		27.00 円	28.00 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(2) 東北電力ネットワークエリア

<従量電灯>

イ 法人プラン B（契約電流 60A まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1 契約につき	30A 契約	1,099.63 円
		40A 契約	1,466.18 円
		50A 契約	1,831.70 円
		60A 契約	2,198.25 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.64 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.75 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	27.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ 法人プラン C（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kVA あたり	361.67 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.90 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	20.68 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	22.96 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kW あたり	1,235.91 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	16.42 円
	その他季	1kWh あたり	14.96 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,235.91 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		16.42 円	14.96 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		19.31 円	18.80 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(3) 東京電力パワーグリッドエリア

<従量電灯>

イ 法人プラン B（契約電流 60A まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1 契約につき	30A 契約	796.06 円
		40A 契約	1,061.41 円
		50A 契約	1,326.76 円
		60A 契約	1,592.12 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.67 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.78 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	27.71 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ 法人プラン C（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kVA あたり	297.83 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	19.78 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	20.57 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	22.90 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

＜低圧動力＞

ハ 低圧動力（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kW あたり	1,068.90 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	17.01 円
	その他季	1kWh あたり	15.48 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,068.90 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		17.01 円	15.48 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		18.68 円	17.01 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(4) 中部電力パワーグリッドエリア

＜従量電灯＞

イ 法人プラン B（契約電流 60A まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1 契約につ	30A 契約	857.95 円
------	--------	--------	----------

		き	40A 契約	1,145.59 円
			50A 契約	1,430.25 円
			60A 契約	1,715.91 円
電力量料金	120kWh まで		1kWh あたり	20.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで		1kWh あたり	24.16 円
	300kWh 超過分		1kWh あたり	25.53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ 法人プラン C（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kVA あたり	290.48 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.48 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	22.50 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	23.00 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

< 低圧動力 >

ハ 低圧動力（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kW あたり	1,084.93 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	17.02 円
	その他季	1kWh あたり	15.47 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85% を上回る場合は、基本料金を 5% 割引し、85% を下回る場合は、基本料金を 5% 割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85% とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,084.93 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		15.90 円	14.80 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		18.00 円	17.69 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(5) 北陸電力送配電エリア

<従量電灯>

イ 法人プラン B (契約電流 60A まで) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金	1 契約につき	30A 契約	885.72 円
		40A 契約	1,180.96 円
		50A 契約	1,476.20 円
		60A 契約	1,771.44 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.68 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	21.16 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	23.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ 法人プラン C (契約容量 6k 以上まで) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金		1kVA あたり	298.98 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.11 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	19.89 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	21.21 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力ワイド (契約電力 50kW まで) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金	1kW あたり	1,126.38 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		12.48 円	11.42 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		15.10 円	14.08 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(6) 関西電力送配電エリア

<従量電灯>

イ 法人プラン A (契約容量 6kVA まで) (料金単価は消費税等込価格)

最低料金	15kWh まで	1 契約につき	396.81 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh あたり	19.81 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	23.83 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	27.30 円

ロ 法人プラン B (契約容量 6kVA 以上) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金		1kVA あたり	336.36 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	17.72 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	19.23 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	21.37 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力 (料金単価は消費税等込価格)

基本料金		1kW あたり	668.47 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	16.30 円
	その他季	1kWh あたり	15.02 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド (契約電力 50kW まで) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金	1kW あたり	668.47 円	
電力量料金		夏季	その他季

第1段階使用量までの1kWhにつき	16.30 円	15.02 円
第1段階使用量をこえる1kWhにつき	17.93 円	16.55 円
力率割引および割増	±5%	

※第1段階使用量とは、契約電力に100時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。

(7) 中国電力ネットワークエリア

<従量電灯>

イ 法人プラン A (契約容量 6kVA まで) (料金単価は消費税等込価格)

最低料金	15kWh まで	1 契約につき	420.81 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh あたり	21.44 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	25.67 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	28.42 円

ロ 法人プラン B (契約容量 6kVA 以上) (料金単価は消費税等込価格)

基本料金		1kVA あたり	419.34 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.75 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	23.33 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	23.62 円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力 (料金単価は消費税等込価格)

基本料金		1kW あたり	1,046.28 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	15.54 円
	その他季	1kWh あたり	14.28 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018年4月1日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,046.28 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		15.54 円	14.28 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		18.92 円	17.37 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(8) 四国電力送配電エリア

<従量電灯>

イ 法人プラン A（契約容量 6kVA まで）（料金単価は消費税等込価格）

最低料金	11kWh まで	1 契約につき	448.96 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh あたり	20.83 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	26.94 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	28.27 円

ロ 法人プラン B（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kVA あたり	403.94 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	16.74 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	20.81 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	22.85 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

<低圧動力>

ハ 低圧動力（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kW あたり	1,046.53 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	17.41 円

	その他季	1kWh あたり	15.85 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,046.53 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		17.41 円	15.85 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		17.41 円	15.85 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間を乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

(9) 九州電力送配電エリア

<従量電灯>

イ 法人プラン B（契約電流 60A まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1 契約につき	30A 契約	939.81 円
			40A 契約	1,229.32 円
			50A 契約	1,506.95 円
			60A 契約	1,719.24 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.08 円	
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	22.21 円	
	300kWh 超過	1kWh あたり	24.25 円	

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ 法人プラン C（契約容量 6kVA 以上）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kVA あたり	307.03 円
------	----------	----------

電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	18.11 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	18.62 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	21.17 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

＜低圧動力＞

ハ 低圧動力（料金単価は消費税等込価格）

基本料金		1kW あたり	926.70 円
電力量料金	夏季	1kWh あたり	16.70 円
	その他季	1kWh あたり	15.07 円
力率割引および割増			±5%

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

※「低圧動力」は、2018 年 4 月 1 日以降、新規の申込みを停止いたしました。

ニ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	926.70 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		16.70 円	15.07 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		18.85 円	17.01 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

（10） 沖縄電力エリア

＜従量電灯＞

イ 法人プラン（料金単価は消費税等込価格）

最低料金	10kWh まで	1 契約につき	428.67 円
------	----------	---------	----------

電力量料金	10kWh 超過 120kWh まで	1kWh あたり	24.81 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	29.39 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	30.41 円

< 低圧動力 >

ロ 低圧動力ワイド（契約電力 50kW まで）（料金単価は消費税等込価格）

基本料金	1kW あたり	1,339.25 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		16.75 円	15.37 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		24.69 円	23.16 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

ロ 前 3 ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 ヶ月間の使用電力量}}{\text{前 3 ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款 38（計量器等の取付け）に準ずるものいたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

100 パーセント+ (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時 (※)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(※) 四国電力送配電エリアのイ（法人プランA）においては、11 キロワット時、
沖縄電力エリアのイ（法人プラン）においては、10 キロワット時

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (※)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(※) 関西電力送配電エリアおよび中国電力ネットワークエリアのイ（法人プランA）においては、105 キロワット時。四国電力送配電エリアのイ（法人プランA）においては、109 キロワット時。沖縄電力エリアのイ（法人プラン）においては、110 キロワット時。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時（関西電力送配電エリアおよび中国電力ネットワークエリアのイ（法人プランA）においては、15 キロワット時を越え 120 キロワット時。四国電力送配電エリアのイ（法人プランA）においては、11 キロワット時を超え 120 キロワット時。沖縄電力エリアのイ（法人プラン）においては、10 キロワット時を超え 120 キロワット時。）までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 本約款 18（料金の算定）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款 18 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 電力小売供給契約が終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(1)の検針期間は、計量期間と、(2)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合における(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 契約容量および契約電力の算定方法

◆4（契約種別と料金単価）(1) 北海道電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(2) 東北電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(3) 東京電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(4) 中部電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(5) 北陸電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(6) 関西電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(7) 中国電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(8) 四国電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(9) 九州電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(10) 沖縄電力エリア<従量電灯>および<低圧動力>の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1 / 1,000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 / 1,000

8. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額単価は原則として年度ごとに見直すものとし、2025 年度は下記の通りとします。2026 年度（2026 年 4 月～2027 年 3 月）以降の容量拠出金相当額単価は決定次第、本別紙を更新するものといたします。

該当年度	容量拠出金相当額単価 円／kWh（税込）
2025年度（2025年4月～2026年3月）	0.64

※沖縄電力管内は容量拠出金対象外となります。

9. 実質再エネオプション特約

実質再エネオプション特約（以下「本特約」といいます。）は、お客さまの使用電力量に対して必要量のトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）を使用し、当社がお客

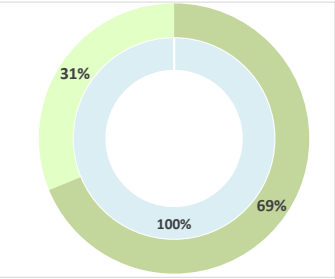
さまに供給する電気（※）を実質的に再生可能エネルギー電気 100%かつ CO2 排出量がゼロの電源による電気の比率を 100%にするものです。

なお、本特約は、お客さまがその適用を申し込み、当社が承諾したお客さまに限り適用されます。

実質再エネ・実質ゼロエミメニュー

当社の電源構成・非化石証書使用状況

2023年4月1日～2024年3月31日 供給電力分実績値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



当社が提供する本メニューの電源構成は先の通りです。
この電源にメニューごとに対応した非化石証書を添付することにより、
実質的にCO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー価値を有する電力供給を実現しています。

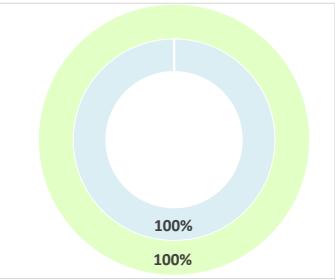
電源構成	比率	非化石証書	比率
卸電力取引所(※ ¹)	100%	FIT非化石証書 (再エネ指定)	69%
		非FIT非化石証書 (再エネ指定あり)	31%
		非FIT非化石証書	0%

※1 「卸電力取引所」には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

実質再エネ・実質ゼロエミメニュー

当社の電源構成・非化石証書使用計画

2024年4月1日～2025年3月31日 供給電力分想定値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



当社が提供する本メニューの電源構成は先の通りです。
この電源にメニューごとに対応した非化石証書を添付することにより、
実質的にCO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー価値を有する電力供給を実現しています。

電源構成	比率	非化石証書	比率
卸電力取引所(※ ¹)	100%	FIT非化石証書 (再エネ指定)	0%
		非FIT非化石証書 (再エネ指定あり)	100%
		非FIT非化石証書	0%

※1 「卸電力取引所」には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

(1) 適用期間

本特約の適用期間は、お客さまおよび当社の間で定めた適用開始日から、当該適用開始日が属する年度の末日までといたします。但し、(5)の通り、お客さまは、適用期間の終了日の前に、申し出により本特約を解約することができます。

(2) 料金

本特約料金の計算方法は次の通りとします。

【式】

実質再エネオプション特約料金（円／月）＝使用電力量（kWh／月）×実質再エネオプション特約単価（円／kWh）（消費税等相当額込）

実質再エネオプシオン特約単価：1.5 円／kWh（消費税等相当額込）、見直した場合は当社が適切と考える方法によりお客さまに周知することとします。

(3) 支払期日および支払方法

当該月の本特約の支払期日および支払方法は、電気料金と同一とします。

(4) 取引の証明書について

イ 当社は、本特約に基づいて使用した非化石価値の総量を証明する書面を、当社 Web ページに掲載するものとします。

ロ 本特約の適用開始日が属する年度の末日までにお客様からの申し出があった場合、または(4)イ. で掲載ができない場合、当社は、本特約に基づいて使用した非化石価値の総量を証明する書面を発行するものとします。この場合、当社は発行に要した費用をお客様に請求できるものとします。

(5) 申込および解約について

本特約のお申込みまたは途中で解約される条件、方法および適用日、解約日については、下表の通りとします。なお、本特約は、電力小売供給契約が解約その他の理由により終了した場合、あわせて終了するものいたします。

	申込条件	方法	適用日
1	電力小売供給契約と同時に本特約のお申込み依頼があった場合。	当社が別途定める方法によります。	当社が別途定める日になります。
2	電力小売供給契約の契約途中で本特約のお申込み依頼があった場合。	当社が別途定める方法によります。	当社が別途定める日になります。

	解約条件	方法	解約日
3	お客さまから本特約の解約のお申し出があった場合。	当社が別途定める方法によります。	当該お申し出のあった日の翌日以降の翌々計量日の前日とします。
4	お客さまが電力小売供給契約を解約する場合その他電力小売供給契約が終了する場合。	本約款で定める方法によります。	電力小売供給契約の解約日または、終了日とします。

